

## 三十年ルールのこと

萩原 延壽

たまたま伊藤昌哉さんを知っていたことが、大平さんとわたしとの関係のはじまりであり、おわりであった。なにかの機会に伊藤さんはわたしのことを大平さんにはなしたらしく、大平さんは旧友伊藤さんのことばに信をおき、やがてわたしの雑文にもときおり目を通されるようになったらしい。

そういう雑文のひとつで、わたしは「三十年ルール」のことを書いたことがある。ここでいう「三十年ルール」とは、毎年、三十年前にさかのぼって、政府関係文書を国民に公開してゆく制度のことである。

イギリスやアメリカ（アメリカの場合、「解禁」の期間は三十年よりさらに数年短縮されている）では、この制度がはつきり確立されていて、政府関係文書の公開が毎年つづけられているが、日本ではこの制度を導入するけはいもない、このままでゆくと、戦後日本の歴史を書くのに、もっぱらアメリカやイギリスの史料にたよらざるをえなくなるが、これは歴史家にとって無念であるばかりでなく、民主政治の原則にも反することではないか、このあたりで日本政府もイギリスやアメリカの例に倣い、「三十年ルール」の採用に踏み切ったらどうか——これが拙文の趣旨であった。

それが大平さんの目にとまったらしい。大平さんが田中内閣の外相（昭和四十七年七月～昭和四十九年七月）をしていたときである。ある日、わたしはこのことで大平さんに呼ばれたが、大平さんはすでに「三十年ルール」の意味をよく理解していて、わたしが説明をくりかえす必要はなかった。「やりましょう」とひとこといわれて、

あとは雑談になった。まず自分の関係している外務省の文書について、「三十年ルール」を実施しようという意味であるが、このときの大平さんの真摯な顔つきが忘れられない。

やがて大平さんはこれを国会で公約し（昭和四十八年六月）、それから準備の期間があつて、外務省が「三十年ルール」の実施を公表したのは昭和五十年十二月であるが、その種をまいたのは大平さんである。

もちろん拙文はほんのひとつの機縁にすぎず、学界や言論界でたかまっていた要望を大平さんがくみ上げたというのが正確であるが、わたしはこの大平さんの快挙を記録にのこしておきたいと思う。大平さんはこういう地の塩のような仕事をするひとであつた。その後大平さんは首相になつてから、今度は「三十年ルール」を他の全省庁の文書にも適用すべく、着実な指示をあたえていたことを聞いているが、その完全な実施を見る前に急逝してしまつた。「三十年ルール」の採用は些事のように見えて、けつして些事ではなく、日本が他の文明諸国に伍してゆく上での必要不可欠な手続きのひとつである。

これは一例であるが、大平さんは日本を真に国際社会の中に連れ出し、その尊敬される一員（A DECENT MEMBER）たらしめるためにはどうしたらよいかを、たえず模索していたように思う。アメリカ、メキシコ、カナダを歴訪した最後の外遊のさい、チトー大統領の死を知つて急遽ベオグラードへ飛び、さらにボンへ足をのばしたのは、そういう自覚が強い苛酷な旅程であつたと思われる。

さて六月十一日から十二日にかけて、わたしはたまたま東京に宿をとっていた。十二日の朝、大平さんの急逝を知つてからの伊藤さんは、旧友の死を信じたくないのであらう、病院へ駆けつけるよりも都内の諸所を彷徨したいけはいであつた。一度死顔を見まえば、もうそれでおわりである。そういう伊藤さんのあとをしばらくわたしはついて廻ることになつたが、あの日の記憶は妙に漠としていて、いまだに信じがたい。

（歴史家）